



山形県公報

令和2年2月4日(火)
第77号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

○障害者就業・生活支援センターの指定……………(雇用対策課) …75

### 人事委員会関係

#### 規 則

○山形県人事委員会規則4-1(職員の任用に関する規則)の一部を改正する規則……………同  
○山形県人事委員会規則6-1(職員の勤務時間に関する条例の施行手続)の一部を改正する規則……………76

#### 告 示

○昭和37年7月県人事委員会告示第3号(各任命権者、警察本部長及び人事委員会事務局長に対する  
選考の実施並びに名簿に関する権限の委任)の一部改正……………同

### 公 告

○令和2年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に  
関する公告……………(会計局) …同  
○特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告……………(米沢工業高等学校) …78

## 告 示

### 山形県告示第62号

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第27条の規定により同法第28条に規定する業務を行う者として次のとおり指定した。

令和2年2月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- |   |           |                 |
|---|-----------|-----------------|
| 1 | 名 称       | 社会福祉法人山形県コロニー協会 |
| 2 | 住 所       | 山形市桜田南1番19号     |
| 3 | 事務所の所在地   | 山形市桜田南1番19号     |
| 4 | 指 定 年 月 日 | 令和2年1月28日       |

## 人事委員会関係

### 規 則

山形県人事委員会規則4-1(職員の任用に関する規則)の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和2年2月4日

山形県人事委員会  
委員長 安 孫 子 俊 彦

第1条中「第22条」を「第22条の3」に改める。

第10条第1項中「次」を「常時勤務を要する職に欠員を生じた場合において、次」に、「場合においては」を

「ときは、」に改める。

第12条中「臨時的採用又は非常勤職員の採用の場合を除き」を削り、同条に次の1項を加える。

2 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）に対する前項の規定の適用については、同項中「6月間」とあるのは「1月間」とする。

第13条第2項中「職員」を「職員（会計年度任用職員を除く。）」に改め、同条に次の1項を加える。

4 会計年度任用職員に対する第1項及び前項の規定の適用については、第1項第1号中「6月間」とあるのは「1月間」と、「90日」とあるのは「15日」と、前項中「前2項」とあるのは「第1項」と、「条件付採用期間の開始後1年」とあるのは「当該職員の任期」とする。

別表第4第2項第3号を次のように改める。

(3) 会計年度任用職員の職

#### 附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

山形県人事委員会規則6-1（職員の勤務時間に関する条例の施行手続）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年2月4日

山形県人事委員会

委員長 安孫子 俊彦

第15条中「日々雇い入れられる職員については、」を削り、「その他の職員については、1週間につき、33時間45分」を「かつ、常勤の職員の1週間当たりの勤務時間」に改め、同条に次のただし書きを加える。

ただし、労働基準法（昭和22年法律第49号）第41条第3号に規定する許可を受けた場合においては、当該許可に係る勤務時間とする。

#### 附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

## 告 示

### 山形県人事委員会告示第1号

昭和37年7月県人事委員会告示第3号（各任命権者、警察本部長及び人事委員会事務局長に対する選考の実施並びに名簿に関する権限の委任）の一部を次のように改正し、令和2年4月1日から施行する。

令和2年2月4日

山形県人事委員会

委員長 安孫子 俊彦

第1項ニを次のように改める。

ニ 会計年度任用職員の職

## 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される令和2年度における山形県の物品等（工事材料を除く。）及び特定役務（建設工事、設計、測量、調査及びコンサルタントを除く。）の調達契約（以下「特定調達契約」という。）に係る競争入札の参加者の資格等は、次のとおりである。

なお、既に山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第125条第5項の規定による審査（以下「資格審査」という。）を受け、有効期間が令和3年3月31日までの競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者は、この公告による申請は要しないものとする。

令和2年2月4日

山形県知事 吉村 美栄子

1 調達する物品等及び特定役務の種類

(1) 物品等の種類

貴金属・時計類、工芸品類、看板・旗類、写真類、印章類、楽器・書籍類、スポーツ用品類、木工作品・家具類、繊維・皮革製品類、文具・事務調度品類、事務機器類、情報機器類、通信機器類、電機・音響機器類、薬品・塗料類、医療機器類、計測・理化学機器類、産業機器類、農業・土木建設機械類、消防防災機器類、厨房・環境衛生機器類、雑貨・日用品類、自動車類、自動車付属品・自転車類、印刷類、地図・青写真・複写類、燃料類、道路標識・安全保安用品類、船舶・航空機類、その他

## (2) 特定役務の種類

自動車の保守及び修理のサービス、自動二輪車及び雪上車の保守及び修理のサービス、個人用品及び家庭用品の修理のサービス、飲料提供サービス、陸上運送サービス、乗組員付き船舶の賃貸サービス、航空輸送サービス、貨物運送取扱いサービス、宅配サービス、電気通信サービス、運転手付きでない農業用機械及び設備のリース又は賃貸サービス、運転手付きでない建設用機械及び設備のリース又は賃貸サービス、オペレーター付きでない事務用機械及び設備（コンピュータを含む。）のリース又は賃貸サービス、家具その他家庭用の器具の賃貸サービス、娯楽用品の賃貸サービス、その他の個人用品又は家庭用品の賃貸サービス、一般経営に関する相談サービス、財務管理に関する相談サービス（事業税に関するものを除く。）、マーケティング管理に関する相談サービス、人材管理に関する相談サービス、生産管理に関する相談サービス、その他の経営相談サービス、コンピュータ関連サービス、市場調査及び世論調査のサービス、広告サービス、装甲車による運送サービス、建築物の清掃サービス、林業及び木材伐出業に付随するサービス（森林経営を含む。）、出版及び印刷のサービス、金属製品、機械及び機器の修理のサービス、初等教育サービス、中等教育サービス、高等教育サービス、成人教育サービス、汚水及び廃棄物の処理、衛生その他の環境保護のサービス、映画及びビデオテープの配給等のサービス

## 2 競争入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）又は消費税を滞納している者でないこと。
- (2) 雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の社会保険に加入している者（加入する義務のない者を除く。）であること。
- (3) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいる者その他これに準ずる者として知事が認める者であること。

## 3 競争入札参加資格審査申請書の提出の時期

規則第125条第1項に規定する競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）は特定調達契約の締結が見込まれる場合において随時に提出することができる。

## 4 申請の方法

### (1) 申請書用紙等の入手方法

申請書の用紙等は、契約担当課において競争入札の参加資格を得ようとする者に交付する。  
また、山形県のホームページ（<http://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。

### (2) 申請書の提出方法

競争入札の参加資格を得ようとする者は、申請書に次に掲げる書類を添付して契約担当者に提出すること。

- イ 法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては身分証明書
- ロ 印鑑証明書
- ハ 納税証明書（山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）及び消費税の滞納がないことを証明するもの。）
- ニ 使用印鑑届（使用印鑑を設定する場合に限る。）
- ホ 委任状（競争入札の参加及び契約等の権限を営業所等に委任する場合に限る。）
- ヘ 県内事業所一覧表（県内に事業所を有する場合に限る。）
- ト 印刷機材等設備明細書（印刷物に係る競争入札の参加資格を得ようとする者に限る。）
- チ 契約履行実績一覧表
- リ 営業許可・認可証等の写し
- ス 貸借対照表及び損益計算書又はこれに準ずる書類（以下「財務諸表」という。）
- ル 暴力団排除に関する誓約書
- ヲ 社会保険・労働保険加入状況一覧表及び社会保険・労働保険の加入状況を確認できる書類の写し

### (3) 申請書等の作成に用いる言語

申請書及び財務諸表は、日本語で作成すること。

なお、その他の書類で外国語で記載されたものについては、日本語の訳文を付し、又は添付すること。

5 資格審査及び結果の通知

- (1) 資格審査は、4により提出された書類により行い、当該書類を提出した者について資格を有すると認めるときは、資格者名簿に登載する。
- (2) 資格審査の結果については、当該申請書を提出した者に通知する。

6 資格の有効期間及び更新手続

- (1) 競争入札参加資格の有効期間  
資格者名簿に登載された日から令和3年3月31日までとする。
- (2) 有効期間の更新手続  
(1)の有効期間の更新については、規則第125条第1項及び第4項の規定により必要に応じて申請書を提出すること。

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和2年2月4日

山形県立米沢工業高等学校長 佐 藤 正

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び予定数量  
山形県立米沢工業高等学校に係る電力の供給  
契約電力225キロワット、使用電力量518,561キロワットアワー
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県立米沢工業高等学校 米沢市大字川井300番地 電話番号0238(28)7050
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成31年3月19日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地  
株式会社やまがた新電力 山形市平清水一丁目1番75号
- 5 随意契約に係る契約金額  
(契約電力に対する単価)

| 期 間                        | 基本料金単価（1kwにつき） |
|----------------------------|----------------|
| 平成31年4月1日から<br>令和元年9月30日まで | 1,598.18円      |
| 令和元年10月1日から<br>令和4年3月31日まで | 1,627.77円      |

(使用電力量に対する単価)

| 期 間                        | 電力量料金単価（1kwhにつき） |
|----------------------------|------------------|
| 平成31年4月1日から<br>令和元年9月30日まで | 夏季 16.51円        |
|                            | その他季 15.34円      |
| 令和元年10月1日から<br>令和4年3月31日まで | 夏季 16.81円        |
|                            | その他季 15.62円      |

- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約による理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号該当